

各教育・保育給付認定保護者の皆様

認定こども園せいれんじ

令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和7年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定 教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る 施設型給付費の額を通知しなければならないこととなっているため、このたび令和7年度の実績を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

令和7年度 公定価格

せいれんじ

1 号	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4・5歳児	55,320	55,270	55,390	55,320	55,390	55,210	52,030	45,730	48,850	46,500	40,950	45,180
3歳児	75,060	75,010	75,130	75,060	75,130	74,950	71,770	65,470	68,590	66,240	60,690	64,920
満3歳児	75,060	75,010	75,130	75,060	75,130	74,950	71,770	65,470	68,590	66,240	60,690	64,920

2・3号		4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4歳以上児	標準	70,900	70,900	70,900	71,040	70,990	70,810	67,590	61,320	64,540	62,050	61,450	65,180
	短時間	63,820	63,820	63,820	63,960	63,910	63,730	60,510	54,240	57,460	54,970	54,370	58,100
3歳児	標準	89,890	89,890	89,890	90,030	89,980	89,800	86,580	80,310	83,530	81,040	80,440	84,170
	短時間	82,760	82,760	82,760	82,900	82,850	82,670	79,450	73,180	76,400	73,910	73,310	77,040
2歳児	標準	146,330	146,330	146,330	146,470	146,420	146,240	146,200	146,290	146,330	147,020	146,420	150,150
	短時間	139,250	139,250	139,250	139,390	139,340	139,160	139,120	139,210	139,250	139,940	139,340	143,070
1歳児	標準	146,330	146,330	146,330	146,470	146,420	146,240	146,200	146,290	146,330	147,020	146,420	150,150
	短時間	139,250	139,250	139,250	139,390	139,340	139,160	139,120	139,210	139,250	139,940	139,340	143,070
乳児	標準	241,830	241,830	241,830	241,970	241,920	241,740	241,700	241,790	241,830	242,520	241,920	245,650
	短時間	234,750	234,750	234,750	234,890	234,840	234,660	234,620	234,710	234,750	235,440	234,840	238,570